



税の申告と相談受付が始まります。

町県民税・所得税の申告期間

2月16日(月)から3月15日(月)

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月16日(月)から始まります。

町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で別表のとおり地区別に実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従って申告されますよう協力を願いします。

持参するもの

確定申告が必要な方

- 印鑑
- 申告書
- 15年度納税通知書
- 15年度固定資産課税明細書
- 15年度国民年金保険料領収書
- 日雇等の場合、給与支払証明書を持参した方について
は給与控除ができます。
- 生命保険料、損害保険料支払証明書
- 医療費領収書（総所得の5%又は10万円以上支払った方が該当します）
- 宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。
- バイク・農業用自動車等を取得された方は、取得当時の領収書又は販売証明書

▼平成16年1月1日現在横芝町に住所があり、平成15年

中に所得があつた方。（所得の確定申告をした方は除く）

▼給与所得者で次に該当する方。

・勤務先から給与支払報告書の提出がなかつた方。

・給与所得のほかに地代、家賃、営業、農業、利子配当などの所得のある方。

・平成15年中に退職された方。

※平成15年中に所得がなかつた場合でも、国民健康保険税軽減の判定資料等になりますので「町県民税申告書」の提出をお願いいたします。

※問い合わせ先
税務課
☎ 880-8804・8805

地区別申告相談日程

月 日	曜日	対象地区
2月16日	月	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
17日	火	長倉、取立、姥山、遠山
18日	水	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
20日	金	上町全域、大島団地
23日	月	本町全域、古川全域
24日	火	東町全域、両国新田
25日	水	栗山のうち東部・第1・第2・第3・第4・南部2
26日	木	上記以外の栗山地区
27日	金	鳥喰全域
3月1日	月	北清水全域
2日	火	新島全域
3日	水	屋形全域

受付場所：中央公民館2階講堂

受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時